

65歳 以上の人

【第1号被保険者】

特集

第1号被保険者の
介護保険料

介護保険料は年金からの 天引きなどで納めます

介護保険料の納め方は
特別徴収と普通徴収の二通り

特別徴収の対象者には7月末に通知書

介護保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収の二通りあります。

特別徴収とは、老齢・退職年金から保険料を天引きするもので、年金障害年金、遺族年金を除くが月額一万五千円以上の人が対象です。

対象者には7月末に通知書をお送りします。普通徴収は自分で直接納める方法で、特別

徴収に該当しない人が対象です。

普通徴収の対象者には7月末に

通知書をお送りします。



普通徴収の人は

口座振替のご利用を

普通徴収によって保険料を納めるには、口座振替をご利用ください。納付の手間が省け、うっかり納め忘れることもありません。

7月末に通知書をお送りする際に、口座振替依頼書を同封しますので、必要事項を記入の上、通帳と印鑑を持って、ご自分の口座のある金融機関でお申し込みください。九月までに申し込みされた人は、十月分から口座振替になります。

所得が低い人には
保険料の負担を軽減します



保険料の納付や介護保険制度のもとでサービスを利用する際の利用者負担金の支払いにより、生活保護が必要になる人や、次のような状態の人は、保険料や利用者負担金が減額されます。お困りのときはご相談ください。

本人や主として世帯の生計を支える人が、震災や風水害、火災などで財産に大きな被害を受けたとき

主として世帯の生計を支える人が、死亡したり長期入院などをしたりして、収入が大きく減ったとき

主として世帯の生計を支える人が、仕事をやめたり事業に失敗したりして、収入が大きく減ったとき

主として世帯の生計を支える人が、干ばつや冷害などの災害で農業や漁業に大きな被害を受け、収入が大きく減ったとき

介護保険料の滞納にお気を付けてください

介護保険料の滞納があると、サービス利用料をいったん全額支払ったり、未納期間に応じて利用者負担額が一分から三分に引き上げられたりします。保険料の納め忘れがないようご注意ください。